

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請ができます。

住民税非課税世帯等（低所得Ⅰ・低所得Ⅱ）に該当される方は、申請により、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

○手続き方法

申請した月の初日からの適用になります。該当すると思われる方は、うるま市役所本庁国民健康保険課後期高齢者医療窓口で申請してください。

○すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月末日です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続きが必要です。7月1日から8月末までに再度申請してください。**(7月1日以前の申請はできません)**

○入院時における自己負担限度額

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額 (月額)	標準負担額 [入院時の1食当たりの食事代]	
一般	44,400円	260円	
低所得Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内に 90日を超える入院	160円
低所得Ⅰ	15,000円	100円	

○所得区分

低所得Ⅱ ⇨ 世帯全員が住民税非課税の方（低所得Ⅰに該当する方を除く）

低所得Ⅰ ⇨ 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる方

○申請に必要な物

- ・後期高齢者医療被保険証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方）
- ・印かん



※ 限度額適用・標準負担額減額認定に該当しているかどうかは電話でも確認できますので、まずは下記の連絡先までお問い合わせください。現在入院されてない場合は、入院されたときに申請してもかまいません。(その場合、必ず入院した月内にお越しください。)

お問い合わせ：国民健康保険課老人医療係 ☎973-3177